

令和6年9月17日

## 峡南広域行政組合職員の懲戒処分について

令和6年9月13日付で峡南広域行政組合職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

### 1 事案

消防本部北部消防署職員の業務上のハラスメント行為の件

### 2 事案の概要

被処分者は、部下への厳しい口調での指示をはじめ、適切な指導が行われない状況に、上司や先輩から注意を受けていながら、一時的に改善されるが、適切な改善が見られず、現場活動が停滞してしまう等、業務に支障を生じさせるとともに、部下の職員が傷病休暇を取得する精神的苦痛を与えた。

### 3 処分内容

#### 1) 被処分者

消防本部北部消防署職員 消防士長 30代

#### 2) 処分

減給10分の1 1か月

#### 3) 処分理由

地方公務員法第29条の規定による懲戒処分

### 4 処分年月日

令和6年9月13日